



今、憲法問題を語る

—憲法問題対策センター活動報告—

第10回 政権交代で、憲法改正問題はどうか？

憲法問題対策センター事務局長 伊井 和彦 (37期)

政権交代と国会における憲法改正論議

本年8月30日の衆議院議員選挙で民主党が大勝して、長年の自民党政権に終止符が打たれ、9月16日に民主党・社会民主党・国民新党の連立政権が樹立された。

憲法改正国民投票法の施行が来年(平成22年)5月に迫り、国会の衆参両院に憲法審査会が設置されている現状において、今回の政権交代が国会における憲法改正の議論にどのような影響を与えるか、我々弁護士会としても無関心ではられない。

そこで、憲法問題対策センターの9月の委員会で、担当副委員長の報告のもと、各党の選挙中のマニフェストの比較に基づき、今後の国会における憲法改正問題の趨勢の検討がなされた。その一端を、主に民主党と自民党の比較でご報告したい。

各党のマニフェストの比較

1. 憲法改正問題

自民党は、「衆参両院の憲法審査会を早期に始動させ、自民党新憲法草案に基づき早期の憲法改正を実現し、自主憲法を制定する」とマニフェストで明言している。

これに対し、民主党は、「国民主権・基本的人権の尊重・平和主義という現行憲法の基本原理は国民の確信によりしっかり支えられていると考えており、……現行憲法に足らざる点があれば補い、改めるべき点があれば改めることを責任を持って提案していく」と述べ、「民主党が2005年秋にまとめた憲法提言をもとに、今後も国民の皆さんとの自由闊達な憲法論議を各地で行い、国民の多くの皆さんが改正を求め、かつ、国会内の広範かつ円満な合意形成ができる事項があるかどうか、慎重かつ積極的に検討していく」と、やや抽象的な表現に留めている。

民主党が、憲法改正問題や安全保障政策等で、党内にかなり意見の差異を抱えている現状を表しているとも汲み取れるが、しかし、基本的に民主党も憲法改正を否定していないことは確かである。鳩山首相は元々憲法改正論者であるし(平成17年に自著で改正試案を発表している)、民主党内には「別に憲法9条の改正をしなくても、国際連合等の決議があれば自衛隊の海外派兵・武力行使も可能だ」という超解釈改憲論まであり、民主党の憲法改正問題に対する今後の姿勢には、常に注意を払う必要がある。

なお、衆議院選挙告示後のまだ候補者段階におけるアンケート(毎日新聞)によれば、民主党の公認候補者のうち、57%が憲法改正には賛成だが(自民党の候補者は97%が賛成)、憲法9条改正には賛成17%・反対66%とのことである(自民党候補者では82%が賛成)。当選後の民主党議員の意見がこのアンケートどおりであるとは限らないが、記憶しておくべき数字ではあろう。

2. 自衛隊の海外派遣問題

自民党は、「自衛隊の海外派遣が迅速に対応可能となるような一般法の制定をめざす」「国連のPKO、インド洋での補給支援活動、ソマリア沖等での海賊対策等、自衛隊の海外派遣は、今後とも国際協調と国益を考えて実施する」と明言している。

これに対し、民主党は、マニフェスト上は「わが国の主体的判断と民主的統制の下、国連の平和維持活動(PKO)等に参加して平和の構築に向けた役割を果たす」「海上輸送の安全確保と国際貢献のため、適正な手続きで海賊対処のための活動を実施する」としか述べておらず、今後具体的にどのような対応を取るのか、注意深く見守る必要がある。場合によっては、弁護士会として具体的な提言をしていくことも必要であろう。